
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
令和 6 年 7 月 16 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
〃	宮	城		哲
〃	城	間		貞

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項に基づき実施した令和 6 年度財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項前段の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の目的

本市が補助金の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているか監査する。

第3 監査の対象

1 対象補助金、交付先団体及び所管部署

補助金名	交付先団体（3法人6児童クラブ）	所管部署
那覇市児童クラブ運営補助金	【一般社団法人ゆうゆう】 ・ゆうゆう児童クラブ ・ゆうゆう児童クラブ泊	こどもみらい部 こども政策課
	【株式会社Art Street】 ・はぐくみ児童クラブ ・第二はぐくみ児童クラブ	
	【一般社団法人桜会】 ・大道児童クラブ ・あめく児童クラブ	

* 令和4年度時点の市内112児童クラブの中から上記6児童クラブを監査の対象としている。

2 対象年度

原則として、令和4年度を対象とする。

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第5節財政援助団体等監査の着眼点のうち、1 財政援助団体監査に準じ、主として以下の事項とする。

1 所管部署関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金の条件の履行状況及び効果等について、実績報告書等により実態が確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体についても同様の確認がなされているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 団体関係

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署に提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 現金や通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

第5 監査の主な実施手続

- 1 所管部署及び交付先団体に関係書類を求める。
- 2 書類審査及び事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第6 監査の実施場所及び主な日程

1 実施場所

所管部署、交付先団体及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

- (1) 実施通知日：4月3日（水）
- (2) 実施説明会：4月10日（水）
- (3) 予備監査：5月9日（木）～15日（水）
- (4) 監査委員監査：5月30日（木）～31日（金）
- (5) 弁明等の聴取：6月25日（火）（申し出なく実施なし）

第7 対象補助金の概要

1 補助金名

那覇市児童クラブ運営補助金

2 所管部署

こどもみらい部こども政策課

3 補助の目的

放課後児童クラブへ運営費の一部を補助することで、放課後児童健全育成事業の実施とその利用を促進し、児童の健全な育成に資するほか、保護者が安心して就労できる環境を整える。

4 補助の根拠

子ども・子育て支援交付金交付要綱、那覇市補助金等交付規則、那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

5 交付先

市内放課後児童クラブ（令和4年度112クラブ）

6 直近3年度の補助金額、児童クラブ数、受入児童数の推移

年度	補助金額	児童クラブ数	受入児童数
令和2年度	957,224,437 円	98	4,895 人
令和3年度	1,045,236,443 円	108	4,949 人
令和4年度	1,081,551,590 円	112	5,077 人

第8 交付先団体の概要

1 一般社団法人ゆうゆう

(1) ゆうゆう児童クラブ

代表者職氏名		代表理事 土屋 開	
所在地		那覇市前島1-2-19 マンションやら1階	
設立年月日		平成31年4月1日	
令和4年度	放課後児童支援員等の人数		9人+兼務3人
	年間開設日数		293日
	開設時間	平日	12:00 ~ 20:00
		土曜日	8:00 ~ 18:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:30
	受入児童数(平均)		55人
	総収入額		27,918,660 円
	上記の内訳	運営補助金	20,505,060 円
		その他補助金	5,323,083 円
		その他の収入	2,090,517 円
		合計	27,918,660 円
	総収入額に占める補助金の割合		92.5%

(2) ゆうゆう児童クラブ泊

代表者職氏名		代表理事 土屋 開	
所在地		那覇市泊2-9-12 301号室	
設立年月日		令和3年4月1日	
令和4年度	放課後児童支援員等の人数		3人+兼務3人
	年間開設日数		293日
	開設時間	平日	12:00 ~ 20:00
		土曜日	8:00 ~ 18:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:30
	受入児童数(平均)		43人
	総収入額		23,310,460 円
	上記の内訳	運営補助金	16,281,060 円
		その他補助金	2,579,279 円
		その他の収入	4,450,121 円
		合計	23,310,460 円
	総収入額に占める補助金の割合		80.9%

2 株式会社 Art Street

(1) はぐくみ児童クラブ

代表者職氏名		会長 古堅 宗介	
所在地		那覇市字小禄 1066 宇栄原小学校内	
設立年月日		平成元年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		7 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	12:00 ~ 19:00
		土曜日	8:30 ~ 18:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:00
	受入児童数（平均）		60 人
	総収入額		28,221,950 円
	上記の内訳	運営補助金	20,411,920 円
		その他補助金	1,856,518 円
		その他の収入	5,953,512 円
		合計	28,221,950 円
	総収入額に占める補助金の割合		78.9%

(2) 第二はぐくみ児童クラブ

代表者職氏名		会長 古堅 宗二郎	
所在地		那覇市字小禄 1598-5 アルコハイツ 202 号室	
設立年月日		平成 30 年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		4 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	12:00 ~ 19:00
		土曜日	8:30 ~ 19:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:00
	受入児童数（平均）		21 人
	総収入額		13,546,006 円
	上記の内訳	運営補助金	9,971,960 円
		その他補助金	1,663,517 円
		その他の収入	1,910,529 円
		合計	13,546,006 円
	総収入額に占める補助金の割合		85.9%

3 一般社団法人桜会

(1) 大道児童クラブ

代表者職氏名		代表事 伊佐 敦子	
所在地		那覇市字大道 146- 1 大道小学校内 1 階	
設立年月日		平成 11 年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		10 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	11:00 ～ 19:00
		土曜日	8:00 ～ 17:00
		長期休暇期間等	8:00 ～ 19:00
	受入児童数（平均）		74 人
	総収入額		29,663,639 円
	上記の内訳	運営補助金	19,687,400 円
		その他補助金	1,655,825 円
		その他の収入	8,320,414 円
合計		29,663,639 円	
総収入額に占める補助金の割合		72.0%	

(2) あめく児童クラブ

代表者職氏名		代表理事 伊佐 敦子	
所在地		那覇市天久 1－4－1 天久小学校内	
設立年月日		平成 24 年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		6 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	11:00 ～ 19:00
		土曜日	8:00 ～ 17:00
		長期休暇期間等	8:00 ～ 19:00
	受入児童数（平均）		56 人
	総収入額		26,155,031 円
	上記の内訳	運営補助金	19,289,700 円
		その他補助金	1,559,704 円
		その他の収入	5,305.627 円
合計		26,155,031 円	
総収入額に占める補助金の割合		79.7%	

第9 監査結果

1 監査の結果

監査した結果、補助金の決定は法令等に適合しており、補助対象事業の内容はおおむね明確で、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等についてもおおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

財政援助団体等監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。
なお、次の区分によるものとする。

*指摘事項

是正又は改善を要するもの

*要望事項

指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの

(1) こどもみらい部こども政策課に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

監査の対象となった6児童クラブについては、備品台帳が整備されておらず、また、備品の定義についての解釈は児童クラブで異なっている。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、速やかに備品の定義を全児童クラブへ周知するとともに、備品台帳の整備について指導されたい。

イ 不適正な会計処理について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算は、支出において雑費9円を計上し、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）における事業収支決算書が提出されている。また、第二はぐくみ児童クラブでは、同様に雑費3円を計上し、実績報告書が提出されている。しかし、当該雑費については、実際の支出はなかったため、剰余金額として会計処理され本市へ返納されるべきものであった。

当該児童クラブによると、このように雑費として計上したのは、過去に行った本市への問い合わせに対する本市からの助言指導をもとに行ったものであるとしているが、結果として、不適正な会計処理となっている。

那覇市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行

い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨規定しており、剰余金額については、適正な事務の執行を図られたい。

ウ 実績報告に係る審査について（指摘事項）

各児童クラブから提出された実績報告書の審査については、形式的な確認にとどまっている。

交付規則第5条では、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金等の交付の決定をする旨の定めがあり、また同規則第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨、規定している。

実績報告に係る審査については、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築し、十分な審査が行えるよう図られたい。

エ 児童クラブとの意思疎通の強化について（要望事項）

こども政策課においては、児童クラブの補助金交付説明会等を行っているものの、各児童クラブにおいては、統一的な会計処理が行われていない。

児童クラブにおける会計事務の執行については、報告書類だけでは内容等を十分に確認できないものもあることから、適宜、相談に応じるほか、必要に応じて帳簿書類その他の必要な事項の調査等を行うなど、各児童クラブとの意思疎通を図ることが望まれ、これらの課題に適切に対応するよう図られたい。

(2) 一般社団法人ゆうゆうに対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

購入した備品の状況や廃棄状況などを管理するための備品台帳が整備されていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

イ 出入金のルール及び現金の管理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブでは、代表理事個人による立替払いが恒常的に行われていた。精算の際は、支出する項目ごとに保管されている領収書に基づき、2つの児童クラブの銀行口座から代表理事個人名義の口座へ不定期に支出されていた。

こども政策課が参考にするよう指導している「沖縄の放課後児童クラブ会計の手引き（改訂版）（平成29年11月沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課策定）（以下「会計の手引き」という。）」には、不正やミスを防止する観点から、出入金のルール定めることや

現金の保管方法を定めることなどの標準的なルールが記載されている。

今後は、会計の手引きを参考に、適切なルールに基づく出入金や適切な現金の管理がなされるよう努められたい。

ウ 複数の児童クラブの経理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブの支出については、ほぼゆうゆう児童クラブ（以下「ゆうゆう」という。）の銀行口座より行われていた。また、収入については、ゆうゆう児童クラブ泊（以下「泊」という。）の銀行口座は、市からの補助金が振り込まれているだけで、泊の保護者からの保育料等についてもゆうゆうの銀行口座へ振り込まれていた。

「会計の手引き」には、児童クラブごとに通帳を作成するよう記載されており、こども政策課においても、説明会等を通じて、児童クラブごとに経理の管理を行うよう指導助言している。

児童クラブが事業を運営するための費用の財源は、保護者からの保育料と税金から支払われる補助金となっている。今後は、財源の用途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理について、児童クラブごとに適切に管理することが望ましい。

(3) 株式会社 Art Street に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

令和4年度に購入した備品は、はぐくみ児童クラブで炊飯器や冷蔵庫など、第二はぐくみ児童クラブでは、かき氷機とクリーナーであるが、備品台帳の整備がされていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

イ 複数の児童クラブで共同使用するリース料について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算のリース料においては、当該児童クラブを含め3か所の児童クラブで共同使用する2台のリース車両費を当該児童クラブで一括計上している。そのリース料については、会計年度ごとに3か所の児童クラブが持ち回りで一括計上していた。

「会計の手引き」には、共同使用するリース車両の費用計上は、各クラブの児童数に応じた按分を行う等とされており、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう適正な会計処理に図られたい。

(4) 一般社団法人桜会に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

備品台帳については、大道児童クラブ、あめく児童クラブともに10万円以上の備品に係る固定資産台帳を整備しているものの、10万円未満の備品台帳の整備がされていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。